**令和 7 年 4 月（2025 年 4 月）中小企業経営強化税制改正に伴う「生産性向上要件証明書」の発行に関する変更等について**

2025/4/1

日本光学測定機工業会

現行の中小企業経営強化税制は、令和 7 年 4 月 1 日から内容が一部改正されたうえで、適用期限が 2027 年 3 月 31 日まで延長されることとなり、工業会が発行している生産性向上設備（A 類型）に関する「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」の発行も、それに応じて延長して行われることとなりました。

ただし、今回の延長においては、生産性向上の該当要件への当否を判定するための指標に変更があるため、4 月 1 日以降に申請する経営力向上計画においては旧指標に基づいて発行された証明書が使用出来ないこととなり、過去に証明書の発行が許された設備についても、再度新しい指標に基づいての審査、ならびに証明書の発行が必要となりました。この変更を機に証明書の発行申請手順等についても再確認させていただきますので、以下、ご一読をお願いいたします。なお、改正に伴う経過措置につきましては、下記の中小企業庁 HP の令和 7 年 3 月 13 日付けの記事をご参照ください。

中小企業庁 経営力向上支援 ： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

**1. 証明書発行申請の手順**

優遇税制を受けるための「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」の取得については、基本的にこれまでと同じ手順です。以下を事務局まで郵送ください。

【必要資料】

① 生産性向上要件証明書（様式 1） ※4 月 1 日より変わります。
② チェックリスト（様式 2） ※4 月 1 日より変わります。
③ 生産性向上補足説明資料（様式 2 の補足が必要な場合。自由書式）
④ 申請設備、比較対象設備それぞれに対し、指標に関連した数値や発売時期などのエビデンスとなる資料
⑤ 返信用封筒（必要料金分の切手を貼付ください）

郵送先 ： 〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館 204
日本光学測定機工業会 事務局

【生産性向上要件証明書（様式 1）作成上の留意点】

①減価償却資産の種類

当工業会申請の場合は、『器具及び備品』、または『機械及び装置』の記載になります。

②設備の種類又は細目

『器具及び備品』の場合は、『光学測定機器』、『機械及び装置』の場合は『業務用機械器具・製造業用設備』と記載してください。どちらか判断に迷う場合はお取引されている税理士の方などにご相談ください。

【チェックリスト（様式 2）作成上の留意点】

設備が一代前設備と比較して生産性が年平均1%以上向上していることを簡単に証明する資料になっておりますが、ユーザにとっての生産性向上が合理的に説明できている必要があります。記入欄で説明しきれない場合は補足資料を作成し、併せて提出してください。チェックリストの記入欄には「別添の補足資料参照」と記載するようにしてください。

◆生産性向上の該非を判定する新比較指標について

今回の改正で一番変わったのはこの部分です。生産効率→単位時間当たり生産量、精度→歩留まり率、エネルギー効率→投入コスト削減率、その他→廃止　となりました。この 3 つから適正な指標を選択し、年平均 1%以上の生産性向上が図られていることを合理的に説明する必要があります。

① 単位時間当たり生産量

（時間当たりの掘削量[㎥/h]）、（時間当たりの生成量[個/h]）など

当該設備を使用してユーザの目的である算出量を生産量として数値化し、これを単位時間当たり生産量にして指標とします。分解能、スピードといった仕様上の数値は指標として適切でありません。ユーザにとっての成果となる数値を生産量としてください。

② 歩留まり率

（完成品数／投入原料数）、（良品数／完成品数）など

ユーザにとって成果となる生産量の歩留まり率と解釈できる値を使用します。また、以前指標としての使用が認められていた精度の向上も歩留まり率として使用可能です

③ 投入コスト削減率

（必要作業時間の短縮率）、（必要投入原料の削減率）など

ユーザが成果として求める output を得るための投入コスト（必要工数・材料など）を指標として比較してください。また、以前指標としての使用が認められていた消費電力も投入コスト削減率として使用可能です。

◆比較対象の選定について

比較対象の設備は、適切な一代前の自社設備を選定してください。自社に比較対象となる設備がないとき、あるいは、まったく新しい内容となる設備では、他社の既存設備やこれまで同じ目的のために実施されていた内容が比較対象となります。その際は、基本的に比較対象となる候補の中から最も高いパフォーマンスの設備や方法を比較対象として選定し、適正な選定をしていることを説明に加えてください。

【その他の留意点】

・製造メーカではなく、海外製品を輸入販売している場合も申請は可能ですが、製造メーカと直接取引していること、製品の技術的な情報を製造メーカから直接入手でき、その後の運用に支障のないサービスを提供できることが必要です。この証明のために製造メーカとの契約書や代理店証明書などを求める場合があります。

**2. 費　用**

本制度を利用して証明書を発行する場合は、証明書1件当たり、以下の手数料を請求いたします。

| | 会員 | 一般(非会員) |
|---|---|---|
| 発行手数料 | 1,000 円 | 4,000 円 |

・上記は、消費税 10%を含む 1 件当たりの金額を示します。

**3. その他の注意**

証明書発行を一旦実施しますと、原則として取消や修正、請求停止・返金などはできませんので、ご注意ください。また、工業会では証明書の発行を行いますが、優遇税制の申請手続き等の支援は行えません。お取引されている税理士の方にご相談いただく等、お願いいたします。

**【中小企業庁　経営力向上支援　参考ホームページ】**

URL　：　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

**【生産性向上要件証明書の発行に関する問合せ先】**

一般社団法人　日本光学測定機工業会　事務局

e-mail　：　info@j-oma.jp

以上